

第 15 回にいがた食の安全・安心審議会 議事録

- 1 日 時 平成28年 1 月28日（木）午前10時00分～11時55分
- 2 会 場 新潟県自治会館201会議室（新潟市中央区新光町 4 番地 1）
- 3 出席者 にいがた食の安全・安心審議会委員15人のうち、14人出席
- 4 内 容
 - ・開会 … 1 ページ
 - ・議題 1 審議会の運営について … 7 ページ
 - ・議題 2 食品表示法の施行に伴う「にいがた食の安全・安心基本計画」の文言修正について … 9 ページ
 - ・議題 3 にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について … 11 ページ
 - ・報告 新潟県食品衛生法施行条例の一部改正について … 33 ページ

【司会（事務局 生活衛生課 安齋副参事）】

それでは、ただいまから「第 15 回にいがた食の安全・安心審議会」を開催いたします。私、県庁内で食の安全・安心に関する施策を推進するために組織された「食の安全・安心戦略会議」の事務局を務めております、福祉保健部生活衛生課の安齋と申します。本日の司会を務めさせていただきます。

審議会の開会にあたり、新潟県福祉保健部長の岡から、御挨拶をさせていただきます。

【岡福祉保健部長】

おはようございます。県の福祉保健部長の岡でございます。今日、お忙しいところ委員の皆様からお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思っております。常日頃、食の安全・安心の推進のみならず、県行政の各範囲にあたりまして、御理解、御協力をいただいておりますことにつきまして、改めて御礼を申し上げたいと思っております。

この審議会は御案内のとおり「にいがた食の安全・安心条例」に基づきまして、平成 18 年に設置されたということでございます。条例に基づく基本計画など食の安全・安心に関わる重要事項を審議することが、目的ということになっております。今の計画は、平成 25 年度から 28 年度までの 4 年間ということになっておるわけでありましてけれども、最終年度に向けた大事な年ということでございます。そこで本日は、この計画の成果や課題を中心

に御審議をお願いできればというふうに思っております。

食の安全・安心に関わる事件といたしまして、毎日報道されておりますけれども、御承知のとおり、他県で本来は処分されなければならない廃棄食品が流通をするという事件が発生したところであります。食品業界等では、消費者の信頼を失いかねない事態ということで、危機感が高まっておりまして、県でもこの食品の関連の事業者に対しまして、廃棄物の処理や食品表示の適正化が図られるように、保健所をはじめといたしまして、地域機関に監視指導の指示をするとともに関係団体にも、会員に啓発されるように、お願いをしたというところでございます。

また、2020年の東京オリンピックを目標にHACCPということをごさいます、国際基準となりつつあるHACCPにつきまして当県においても、食品事業者への普及推進というのが大きな課題になっているというふうに認識をしております。県では昨年の3月に条例改正を行いまして、これまでの基準とは別にHACCPを用いる場合の基準を新設いたしまして、いずれかの基準を守るという規定に変更をさせていただいたところであります。HACCPの普及をより進めていくということで、食品営業者への導入を支援というものについても、取り組んで参りたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、委員の皆さまにおかれましては当県の食の安全・安心を推進するために、本日の審議会におきまして、活発な御意見をお願い申し上げますとともに、様々な御提案、御助言をいただけますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞ、よろしくようお願い申し上げます。

【司会】

恐れ入りますが、部長の岡は、この後予定しております公務の都合上、ここで退席させていただきます。

続きまして、審議会委員の御紹介に移らせていただきます。

今年度は4名の委員につきまして、所属の異動等により辞任の申し出がありましたので、条例に基づき後任の委員として新たに委嘱されました委員の方々がいらっしゃいます。

つきましては、本年度最初の審議会となりますので、委員の皆さまからお1人ずつ自己紹介をいただきたいと思っております。資料3ページの名簿順に御紹介を申し上げますので、恐れ入りますが、お1人1分程度で自己紹介をいただきたいと思っております。

最初に、村山会長、よろしくお願ひします。

【村山会長】

ありがとうございます。村山と申します。

本審議会の会長を務めさせていただいております。新潟県立大学の人間生活学部健康医学科の教員をしております。専門は栄養、食生活の方面で研究をさせていただいております。特に栄養政策とか行政の方の専門となっております。

この食の安全・安心の問題というのは、県民にとっても非常に関心の高いテーマでありますし、また様々な社会の中でも事件や報道があったり、非常に関心が高まるという課題でありまして、県民の生活の中においても重要な課題という風に捉えております。この審議会の特徴といたしましては、そういった重要な課題につきまして、生産、流通、そして消費の各方面の先生方、あるいは学術的な観点からの先生方が集まって意見を交わすということが特徴となっておりますので、ぜひ今日も皆さま方から、様々な観点からの御教授をいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。続きまして、浦上委員、お願いいたします。

【浦上委員】

浦上でございます。よろしく申し上げます。

【司会】

続きまして、城委員、お願いいたします。

【城委員】

新潟大学農学部で城でございます。よろしく申し上げます。

【司会】

続きまして、高口委員、お願いいたします。

【高口委員】

新潟県漬物協同組合の高口でございます。よろしく申し上げます。

【司会】

続きまして、得丸委員、お願いいたします。

【得丸委員】

上越教育大学の得丸です。よろしく申し上げます。

【司会】

続きまして、市川委員、お願いいたします。

【市川委員】

公益社団法人新潟県食品衛生協会の食品衛生指導員の県の指導員協議会長という立場でございます。

食の安全・安心で、営業者の立場から、消費者の皆さんの健康を守るというような立場で県内 1 万 9,000 件ほどの加入者がございまして、そのうちの 1,900 名くらいの食品衛生指導員が県内におりまして、業者としての食の安全・安心を守っていることをやらせていただいております。

また今、全国的に新潟県発祥の「食の安心・安全・五つ星事業」というのを全国展開しております、全国で 29 府県の皆さんから御協力いただきまして、食の安全・安心に関わる業者としての、消費者の皆さんに向けても PR ということになります。これはまもなくあと 2、3 年しますと全国制覇になろうかと思いますが、そういう意味で、新潟県は非常に先進地でございます。わたしも全国各地飛び回りまして「食の安心・安全・五つ星事業」というのを、いま推奨している最中でございます。

それと同時に私どもの上位団体でございます、公益社団法人日本食品衛生協会が 3 年前から導入いたしましたのが、このバッチです。ハートのマークのように見えますけれども、手なんです。「手洗いマイスター」ということで、手を洗うことによって防げる食中毒や感染症等、非常に多ございます。うがいと手洗いさえしておけば、食中毒はほとんど受けないだろうということでございますし、インフルエンザも防げるんじゃないかということです。

今県内では 100 名くらいのマイスターさんを養成して、県内で活躍しております、幼稚園から小学校、それから給食施設など、営業者の企画で手洗い教室を開催しまして、消費者の皆さんに安全で正確な手洗いをお教えするというような事業も展開しております、これは新潟県が全国で一番先進地でございます、全国から注目されています。新潟の視察が最近非常に多くあります。そういった点で皆さんから私どもが活動をやっていることに関して、御質問があればお願いしたいと思います。今日はよろしく申し上げます。

【司会】

ありがとうございました。高内委員、お願いいたします。

【高内委員】

新潟日報の高内と申します。昨年 3 月まで東京支社に 3 年間おりました、この 4 月に戻って参りました。東京支社に行く前に、この審議会の方で役を務めさせていただいております、再登板みたいな形になっております。そのころからどれだけ進んだのかな、どうなのかなと思いながらいただいた資料を拝読して参りました。よろしく申し上げます。

す。

【司会】

ありがとうございました。続きまして、高橋委員、お願いいたします。

【高橋委員】

はい、新潟県農業協同組合中央会の高橋でございます。

昨年の6月末の役員改選で、常務理事に就任いたしました。前任者同様よろしくお願いいたします。

J Aグループでは、昨年の11月に、第37回新潟県大会を開催して、今後3か年の重点取り組みを決議しました。28年度から順次進めていくということにしておりますけれども、その昨年の大会のテーマが、「農を担い、食を支え、地域とともに歩む協同」ということで、そういう農業協同組合の姿を目指していこうということでございます。その各般にわたる取り組みの中で、当然この食の安全・安心に対することをさらに充実強化していくということも盛り込んでおりますので、よろしくお願いいたします。

【司会】

続きまして、丸山委員、お願いいたします。

【丸山委員】

新潟県農村地域生活アドバイザーの副会長をさせていただいております丸山です。よろしくお願いいたします。

うちは稲作専業で、家族4人で40・・・何ヘクタールだったかな、やっています。今日はよろしくお願いいたします。

【司会】

続きまして、小田委員、お願いいたします。

【小田委員】

はい、新潟漁業協同組合、組合長の小田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】

原信ナルスオペレーションサービス株式会社、商品本部執行役員、グローサリー部長秋山委員におかれましては、日程の都合がつかず、欠席されております。

続きまして、渡邊委員、お願いいたします。

【渡邊委員】

NPO法人新潟県消費者協会のほうに、昨年4月からちょっと縁があってお手伝いすることになりました、渡邊と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【司会】

続きまして、柳田委員、お願いいたします。

【柳田委員】

はい、柳田と申します。新潟県生協連盟の理事をしております。組合さんに、私がこうやって審議会に参加しながら学んだことを伝えていく役割で関わらせていただきました。よろしく願いいたします。

【司会】

続きまして、上原委員、お願いいたします。

【上原委員】

公募委員の上原でございます。利き酒師、そしてフードコーディネーターとして新潟県産食品、食材の大切さを日々実感してお話しております。どうぞよろしく願いいたします。

【司会】

田中委員、お願いいたします。

【田中委員】

田中美千代と申します。よろしく願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。

また、こちらには県庁4部局9課で組織する「食の安全・安心戦略会議」の構成員等も出席しておりますが、資料4ページに名簿を掲載しておりますので、紹介は省略させていただきます。

続きまして、本日の審議会の成立について御報告させていただきます。

にいがた食の安全・安心審議会規則第3条第2項の規定により、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、本日は、委員定数15人のうち14人の委員から御出席いただいております。

従いまして、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

続きまして、この審議会の公開についてでございますが、県条例に基づく附属機関の会議でありますので、「附属機関等の会議の公開に関する指針」に従いまして、公開とさせていただきます。

議長についてであります、「にいがた食の安全・安心審議会規則」第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降、村山会長から議長として進行をお願いいたします。

【村山会長】

はい、それでは早速、議事に入っていきたいと思います。

本日は、3つの議題と1つの報告事項を予定しております。よろしくお願いいたします。

最初に、議題1「審議会の運営について」事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局（生活衛生課 湯本課長補佐）】

はい、事務局を務めさせていただいております生活衛生課の湯本と申します。

それでは、議題1「審議会の運営について」説明させていただきます。着席して、説明させていただきます。

別添資料Ⅰ「第15回 にいがた食の安全・安心審議会」と記載のある資料の1ページをご覧ください。

最初に「基本計画と審議会のこれまでの経過」について、先ほどの部長の挨拶と重なるところがありますが、改めて説明させていただきます。

この審議会は、平成17年10月に制定された「にいがた食の安全・安心条例」に基づき、平成18年6月に発足しました。

18年度は、条例に基づく「にいがた食の安全・安心基本計画」を新規に作成するという大きな仕事ございましたので、年度中に審議会を4回開催し、19年3月に基本計画が完成しました。

そして19年度からの6年間を計画期間として基本計画がスタートしたわけですが、19年度から22年度までの審議会では、この計画の進捗状況を点検いただくことを主な目的として、年1回のペースで審議会を開催してきました。

当初の計画期間が残り2年を切った23年度と24年度は、計画のそれまでの成果や改定方針について御審議いただくため、年2回開催しました。

さらに25年度には計画の改定案を審議会で御審議いただいたうえで計画を改定し、現行の計画では、28年度までの4年間を計画期間として、改めてスタートしたところです。

お手元の別添資料Ⅱが現行の基本計画となります。

今年度、平成27年度につきましては、改定後の計画の進捗状況を点検いただくことを主

な目的として、年1回の開催としたいと考えております。

なお、次年度は現計画の最終年度に当たりますので、計画改定作業を行うため審議会を2回開催する見込みとしています。

また、委員の任期終了に伴う委員改選がある年ですので、合わせて御承知おきください。以上、審議会の運営について説明させていただきました。

【村山会長】

はい、ありがとうございました。ただ今の御説明、本審議会の、あるいは基本計画のこれまでの動きと今後の方向について御説明がありましたが、御質問などございましたらお願いいたします。

特にないようでしたら、新任の委員もいらっしゃいますので、基本計画の概要について簡単に説明いただけますでしょうか。

【事務局（生活衛生課 湯本課長補佐）】

はい、それでは「にいがた食の安全・安心基本計画」について、事務局から説明させていただきます。

別添資料Ⅱをご覧ください。

新潟県では、「県民の健康を保護すること」並びに「県民が安全で安心な食生活を享受でき、安全で安心な食品を消費者に提供できる新潟県を築くこと」を目的として、「にいがた食の安全・安心条例」を制定しました。

この条例に基づき、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「にいがた食の安全・安心基本計画」を策定しております。

2ページをご覧ください。

計画の達成度を測る成果指標として「新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合」を設定し、これを増加させることを目標としております。

3ページをご覧ください。

計画の目的達成には、安全で安心な食品を提供できる仕組みをつくる視点と、消費者・食品関連事業者・行政の三者が信頼関係を確立することで安全・安心を醸成する視点をもって施策展開することとしています。

4ページをご覧ください。

2つの視点をキャッチフレーズにした「見える安全 知る安心 みんなで育む食のにいがた」のもと、13の基本施策により、食の安全・安心の推進を進めることとしております。

5ページをご覧ください。

各施策の達成度の目安となる24の取組指標を設定し、進捗状況を確認しています。

9ページをご覧ください。

9ページのここから13の基本的施策の具体的内容が、34ページまで記載されています。

これらの取組を全庁的に進めるとともに、県、食品関連事業者及び消費者が連携・協力して、新潟県における食の安全・安心を推進することを基本計画の目的としております。

以上、簡単ではありますが、にいがた食の安全・安心基本計画の説明をさせていただきました。

【村山会長】

はい、ありがとうございました。多くの文言、単語が含まれていますので、すぐに新しい方が理解するのは難しいかもしれませんが、ただ今の説明を含めて何か御質問ございましたらお願いします。

そうしましたら、次に移りたいと思います。

議題2です。食品表示法の施行に伴う「にいがた食の安全・安心基本計画」の文言修正について、事務局から御説明をお願いします。

【事務局（生活衛生課 折原主任）】

はい、生活衛生課食の安全・安心推進係の折原と申します。私も座って説明させていただきます。

それでは、食品表示法施行に伴う、にいがた食の安全・安心基本計画の文言修正について、説明いたします。別添資料Ⅰの2ページをご覧ください。

食品表示法につきましては、食品表示関連三法の食品衛生法、JAS法、健康増進法のうち、表示部分を抜き出し一本化した法律で、平成27年4月1日から施行されました。このことによって、にいがた食の安全・安心基本計画の記述に修正が必要となったため、文言修正を行います。

修正がある箇所は、別添資料Ⅱをご覧ください。にいがた食の安全・安心基本計画の21ページになります。

「施策7 食品表示の適正な表示の徹底」と、巻末にある37ページからになりますが、

用語解説集がございます。用語解説の食品表示法の部分です。修正内容としましては食品衛生法、JAS法、健康増進法の部分を食品表示法と読み替え、施行日の平成27年4月1日を加えます。なお、健康増進法に関しては、第31条に食品に対する誇大広告の禁止が引き続き存置しており、すべて食品表示法に移行していないことから資料のとおり記載を残しました。

文言修正が必要な部分は、別添資料Ⅰの2ページの下段に新旧対照表でお示ししています。文言の修正でございますので基本計画の主旨がかわるものではございません。

以上、食品表示法施行に伴うにいがた食の安全・安心基本計画の文言修正について説明させていただきました。

【村山会長】

はい、ありがとうございました。

食品表示法の施行に伴い、基本計画における文言を修正したいという説明でした。この件について、御質問、御意見、ございましたらお願いします。

【市川委員】

ありません。

【村山会長】

ありがとうございます。

それでは食品表示法について、改正の前後で表示ルールの変更についてどのようなことがあったのか、少し加えて解説していただけるとありがたいと思いますが、事務局からお願いします。

【事務局（生活衛生課 折原主任）】

はい、食品表示法が施行されたことによる制度の主な変更点について、消費者庁は11点を列挙し、ホームページ等を通じてお知らせしているところです。

ここでは、このうち3点について説明させていただきます。

1点目は、原材料と食品添加物表示の明確な区分です。食品表示法施行前は、原材料欄に、原材料と添加物が混在して記載されておりましたが、食品表示法施行後は、原材料欄に加えて添加物欄を設けることにより、食品に含まれる添加物を一目で確認できるようになりました。

2点目はアレルギー表示をより明確にする表示ルールの改善です。具体例を挙げて説明いたしますと、食品表示法施行前は、原材料に「マヨネーズ」と書けば、一般的にマヨネーズには卵が含まれているとわかるだろうということからアレルギーの「卵を含む」の旨

の記載は必要ありませんでしたが、食品表示法の施行により、「卵を含む」旨の表示が必要になりました。

3点目は、加工食品の栄養成分表示が義務化されました。義務化された表示項目はエネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量です。ただし、極めて短期間で原材料が変更されるもの、小規模事業者が販売するもの等につきましては、表示の省略が認められているものもあります。

なお、食品表示法の新たな表示ルールについては、生鮮食品については平成28年9月30日まで、加工食品については平成32年3月31日までに経過措置期間があります。食品等事業者はこの経過措置期間内にルールにあった食品表示を行います。以上になります。

【村山会長】

はい、ありがとうございました。食品表示に関して様々な法律で分散していたこれまでの状況だったんですけれども、それをひとつの食品表示法とすることで、また一括して消費者庁が所管するという事になったことで、少し整理されたということだと思います。

これに伴って「にいがた食の安全・安心基本計画」の文言についても、法律の名称の部分を中心に訂正が必要だろうということでもあります。これにつきまして、先ほど御質問はないという御意見もありましたとおり、御承認いただければと思いますが「にいがた食の安全・安心基本計画」について、事務局の提案どおりに文言修正を行うということにつきまして御承認いただけますでしょうか。

はい、ありがとうございます。承認されましたので、議題3に移りたいと思います。

にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況についてです。事務局より、説明をお願いします。

【事務局（生活衛生課 湯本課長補佐）】

はい。それでは、にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について説明させていただきます。

別添資料Ⅰの4ページを御覧ください。

計画の目的を新潟県における食の安全・安心の推進としていますが、ここでいう食の安全・安心とは、食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保することと条例の中で定義しています。

成果指標は、新潟県の最上位の行政計画である「新潟県『夢おこし』政策プラン」における指標と同じとなっており、毎年、県民及び首都圏住民を対象とした意識調査により把握し、例年12月下旬頃に、その年度の調査結果を公表しています。

成果指標「新潟県における食の安全・安心の取組についてどのように感じていますか」という問いに対し、「十分」及び「ほぼ十分」に行われていると感じる人の割合を指標値としています。

この指標値の動向ですが、計画策定前の 18 年度には県内外とも 42% 台だったものが、24 年度の時点で県内外とも当初目標の 50% を達成しました。

現行計画の目標値ですが、改定前の 24 年度を基準年として、24 年度値より増加させることを目標としています。

平成 27 年度値は先月の 12 月 24 日に公表されましたので、今回の審議会では平成 26 年度値にあわせて平成 27 年度値を並べて表記してあります。

最新値は先月に公表された平成 27 年度値であります。平成 26 年度値についても、あわせて説明したいと思います。また、平成 26 年度値についてはこの後に説明いたします取組指標と合わせて御審議いただきたいと思ひます。

平成 26 年度の県内の割合は基準年から 0.7 ポイントの増の 55.7% でした。増加の要因としては、平成 25 年度後半に冷凍食品への農薬混入事件が発生したときに、県では回収の呼びかけや相談窓口を設置するなどして積極的に対応したこと、また、平成 26 年に改定した基本計画に基づき様々な取組を進めてきたことが県民に伝わり、指標値の増加につながったものと推測しています。

平成 26 年度の県外の割合は基準年から 2.8 ポイント減の 47.8% でした。冷凍食品への農薬混入事件の発生により食の安全への不安が広がったと推定され、また、新潟県の取組が県内に比べ首都圏には伝わりにくかったと推測しています。

次に平成 27 年度の最新値では、県内の割合は 26 年度から 1.4 ポイント減の 54.3% でした。平成 26 年度は広域で発生した食中毒事件や報道で取り上げられた異物混入事件が多く発生し、食の安全・安心に対する関心が高まり、県の食の安全・安心に対する取組に接する機会が増えたと考えられますが、平成 27 年度は、調査時点において平成 26 年度に比べ食の安全を脅かす事件の発生が少ないため、食の安全・安心に対する関心が落ち着いていたと考えられ、指標値の増加につながらなかったと推測しています。

平成 27 年度の県外の割合は 26 年度から 1.7 ポイント減の 46.1% でした。首都圏在住者に対する新潟県の食の安全・安心の取組については、メールマガジンまたはホームページなど限られた広報媒体の環境の中で行っており、指標値の増加につながらなかったものと推測しています。

別添資料Ⅴをご覧ください。

成果指標は、「新潟県『夢おこし』政策プラン」における指標の 1 つであると先ほど説明

いたしましたが、平成 27 年 7 月 30 日に「新潟県夢おこし政策プラン評価委員会」から中間評価報告がありましたので、食の安全・安心に関する中間評価について御説明いたします。資料は抜粋のためページ数が飛びますが、61 ページと記載のあるページにあります「今後の課題、方向性等についての提言」の 1 をご覧ください。

評価委員会から、子育て世代など、特に関心が高いと思われる層へのターゲットを絞った効果的な広報等を推進するよう助言をいただいたところです。

これをふまえて、今年度は親子で参加できる食の安全・安心イベントを実施しています。

例としまして、昨年 10 月に燕市にて「食のたんけん ノロ大王をやっつけろ！」と題した食の安全クイズラリーを開催し、約 200 人の親子に参加いただき、楽しみながら「食の安全」に関心をもっていただけたものと考えております。

次に「2 計画に基づく施策の取組状況」ですが、別紙資料 I の 5 ページを御覧ください。

13 の施策について取り組みましたが、各施策の 26 年度状況については、今御覧の別紙資料 I の 5 ページに記載がございます。施策ごとに、県の取組、事業名等、内容、回数・人数などを一覧にしています。

順番に説明していきたいと思えます。

まず「視点 1」として、13 の施策のうち施策 1 から施策 8 までを「安全で安心な食品を提供」するという視点で体系づけています。

「施策 1 安全で安心な農作物等の提供の推進」では、環境保全型農業の推進として、エコファーマーの認定等に取り組みました。

「施策 2 安全で安心な畜産物の提供の推進」では、畜産農場に対する高度な衛生管理手法の導入推進等に取り組みました。

6 ページを御覧ください。

「施策 3 安全で安心な水産物の提供の推進」では、漁業関係者に対する鮮度・衛生管理対策の啓発・指導等に取り組みました。

「施策 4 安全で安心な加工食品の提供の推進」では、飲食店等に対する監視指導や加工食品の検査等に取り組みました。

7 ページを御覧ください。

「施策 5 添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底」では、これらを使用・販売する事業者に対する指導や流通食品の検査等に取り組みました。

「施策 6 食品の放射能対策の推進」では、県内産・県外産のさまざまな食品等の放射性物質検査を実施するとともに、検査結果や検査体制の情報発信に取り組みました。

8 ページを御覧ください。

「施策 7 食品等の適正な表示の徹底」では、事業者等に対する講習や販売店に対する表示点検等に取り組みました。

9 ページを御覧ください。

「施策 8 危機管理体制の整備」では、健康危機事案発生時の迅速かつ的確な調査と情報発信等に取り組みました。

10 ページを御覧ください。

次に「視点 2」として、13 施策のうち後半の施策 9 から施策 13 までを「食の安全・安心を育む信頼関係を確立」という施策の視点で体系づけています。

「施策 9 県からの情報発信の強化」では、インターネット、マスメディア、講習会等による情報発信に取り組みました。

11 ページを御覧ください。

「施策 10 食品関連事業者から消費者への情報提供の推進」では、スーパーマーケットの店頭設置した掲示板による情報発信等に取り組みました。

「施策 11 消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進」では、食の安全・安心に関する意見交換会や講演会等に取り組みました。

12 ページを御覧ください。

「施策 12 食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進」では、調理師の再教育や本県農林水産業に対する理解を推進するための事業に取り組みました。

最後に「施策 13 食の安全・安心に係る人材の育成」では、公益社団法人新潟県食品衛生協会への支援策として食品衛生指導員への講習に取り組んだり、農薬管理指導士の養成に取り組みました。

次に、4 ページに戻っていただきたいと思います。

「3 取組指標の進捗状況」について説明いたします。

基本計画では先ほど、成果指標とは別に、各施策の達成度の目安として 24 の取組指標を設定しています。なお、平成 27 年度は取組中であり、27 年度が終了したのちに指標値の集

計を行うため、平成 26 年度値で御審議いただきたいと思ひます。

これらの 26 年度時点の状況ですが、

- ・ 28 年度目標値を既に達成したものが 7 指標、
- ・ 基準年である 24 年度の値から増加したものが 9 指標、
- ・ 基準年から横ばいのものが 1 指標、
- ・ 基準年から減少してしまったものが 7 指標という結果でした。

各指標の状況については、13 ページを御覧ください。

文字が細かくて申し訳ありませんが、一番上に先ほど申し上げた平成 26 年度の成果指標を記載し、その下に 24 の取組指標を記載しています。

指標ごとに、計画策定前の 18 年度値、「基準年」である 24 年度値、26 年度値、28 年度目標値、進捗状況などを一覧にしております。

例えば、指標 No.1「特別栽培農産物等面積」を御覧いただきますと、当初 18 年度は約 16,000ha だったものが、改定前の 24 年度には約 76,000ha まで増加し、26 年度には約 78,000ha までさらに増加しています。基準年である 24 年度に比べて 26 年度が増加しているので、進捗状況欄の記号が上向き矢印になっています。

以降、No.2「エコファーマー累積新規認定件数」から 14 ページ下の No.24「農薬管理指導士認定者数」まで続きます。

このほか、基準年から減少してしまった指標のうち、No.11「県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合」と No.12「県ホームページ『食の安全インフォメーション』年間閲覧数」について、状況を説明させていただきます。

この一覧では 23 年度以前の数値を掲載していませんが、2つの指標とも 23 年度に急増し、24 年度以降減少に転じています。

これは 23 年 3 月に発生した福島第一原発事故を受けて県が重点的に取り組んでいる食品の放射性物質検査の情報に人々の関心が集まり、23 年度は指標値が急増したものの、24 年度以降は関心が少し落ち着いてきたことが減少の一因ではないかと推定しております。

放射性物質に限らず、例えば冷凍食品への農薬混入事件の際も、関連情報をホームページに掲載すると一時的に閲覧数の増加が見られました。

このように、大事件の発生に応じて関連情報を積極的に発信することが指標値の増加につながると考えられますが、事件がなくても、普段からより多くの住民に情報を伝達できるよう、情報発信の工夫に取り組んでいます。

前回の審議会で新たな情報発信方法として、プレゼント企画やツイッターによる試行について御説明しましたので進行状況について御報告いたします。

まず、ツイッター「にいがた食の安全」による情報発信を今年度から正式に開始しました。これにより、ホームページの更新状況をいち早くお伝えすることができます。

ツイッターの投稿を受信できる状態になることを「フォロー」といいますが、新潟県の公式ツイッターはフォローしている人数が、1月19日現在で約2万人います。この県の公式ツイッターから、「にいがた食の安全」のツイッターをフォローしてもらうことにより、約2万人の方々へにいがた食の安全について認知してもらうことが可能となり、「にいがた食の安全」のフォローも増えることが期待されています。

ホームページ「食の安全インフォメーション」では、アクセス数増加と新潟県産食品の宣伝をかねて、県産品プレゼント企画を行っており、現在も「新春お年玉プレゼント企画」として、2月8日までに応募のあったクイズ正解者の中から新潟県産いちご「越後姫」のプレゼントをする企画を行っています。

また、これまでも新聞やテレビ等のマスメディアを活用した情報発信に取り組んできたところですが、これまであまり力を入れてこなかったラジオによる情報発信を平成27年度から取り組んでおります。

平成27年度はFM新潟にて、ラジオCMや番組出演等で計75回の計画で放送を行っております。

放送内容は季節ごとに注意したい食中毒についての予防啓発を行っており、例えば秋であれば毒きのこによる食中毒の注意について、冬であればノロウイルスによる食中毒の注意について啓発する内容をFM新潟の放送で対応しております。

これらの情報発信の取組については、すぐに広報の効果が出にくいものですが、継続することによって効果を高めていきたいと考えています。

次に14ページのNo.24「農薬管理指導士認定数」について、前回の審議会にて御質問いただき、回答しているところでございますが、平成24年度の基準年よりも低い目標値の設定となっています。

農薬管理指導士は、農薬に関する高度な知識を有する方を県が認定しておりますが、認定期間が3年となっており、平成25年度において退職や転職を理由とした更新の手続きを行わなかった方が非常に多かったことから、認定者数がかなり減少した状況となっております。

このような状況をふまえて、平成28年度の目標を定めております。

以上、にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について説明させていただきました。

【村山会長】

はい、ありがとうございました。基本計画の進捗状況について御報告いただきました。

それでは、ただ今の報告につきまして御意見、御質問などを受けたいと思います。特に進捗状況が思わしくない、指標値として必要な値が下がっているような項目について、重点的にどのようにしたら良いかという観点から御意見いただけたらありがたいと思います。

それでは全体を通してどこからでもかまいませんので、まずお願いいたします。

【市川委員】

はい。

【村山会長】

はい、市川委員お願いします。

【市川委員】

まず目標値でございますが、平成 28 年度から増加させるのではおもしろくないので、具体的な数字を挙げていかないと努力目標を定められないと思うんで、ただ増加させるのではよろしくないんじゃないかなと思います。目標、目的があって、努力があるわけでございますので、せめて平成 26 年度 55.7%、47.8%を上回る数字を具体的に挙げた方がよろしいんじゃないかということが 1 点目でございます。

それと、今御説明ございましたように、本件並びに上向き下向きいろいろございますが、基本的に挙げられるのは、消費者の皆さんがどの程度関心をお持ちになるかということが、事件があると非常に一気に上がるという傾向がございまして、何もないとあまり関心が無い、メールマガジンも見ないという傾向が非常に強いんじゃないかと考えます。

それと、きのこの中毒は、新潟県は全国と比べて非常に多ございます。これは営業者じゃなくて、一般の消費者の皆さんが隣近所からもらって、これおいしいんじゃないと言われて、もらい中毒っていうようなことございましょう。これも私ども食品衛生協会が各保健所単位にて講習会をやっておりますが、最近参加傾向が非常に良くないです。知らないきのこは食べないというふうに説明するんですが、食べてしまうという傾向が強いようでございます。

消費者の皆さんはこういうイベントを知る機会が少ないのかもしれませんが、ぜひとも私どもが主催する講習会等を利用していただいて中毒が出ないような努力を消費者の皆さん自身がお考えになっておやりにならないと、自分を守ることはならないのではなからうかと思えます。各保健所単位で毎年やってるはずでございます。その割には新潟県が、

きのこの消費される量が多いということがあるのでしょうか、中毒が非常に多いということ。営業者では見附の旅館がカエンタケを出して死亡事故が起きて以来、営業者の中からは出ていませんが、一般の消費者の皆さんの事故が結構毎年あるってということじゃないかと思しますので、消費者の皆さんにいかに知らしめるかという大きな課題になってこようかと思えます。以上です。

【村山会長】

はい、ありがとうございます。他に御意見、御質問ございましたらお願いします。

はい、お願いいたします。高内委員お願いします。

【高内委員】

まず、最も大事なものとされる成果指標「新潟県における食の安全確保の取り組みが十分に行われていると感じる県内外の住民の割合」について、この調査の地域、母数、それから質問の仕方、これはこの指標を出すに当たって最も重要なことだと思うんです。この時に単純に、答えだけ選んでもらって、それだけで終わってしまっているのか。それともその選択したものについて、ではなぜそれを選択したんですかっていうことまで聞いていらっしゃるのかどうか教えてください。

先ほどからこの指標を上げたいというお話になっていますが、上げるためにはイエスと答えた人は何をもちてイエスと言っているのか。いやそうではないと言っている人には何をもちてそうではないと言っているのかということ、きちんと把握することが、その後のPR、新潟県の食の安全・安心につながり、皆さんに伝えるための取り組みのヒントというのがその中に出てくるかと思えます。母数、調査の時期、仕方、様々なものにこの数値は影響されるかと思えますので、その辺りのところをできれば伺いたいなと思えます。

【村山会長】

それでは事務局、お願いいたします。

【福祉保健部 藤田生活衛生課長】

はい、生活衛生課長の藤田です。私から説明させていただきますが、この調査、先ほど事務局からお話しをしましたように、県の知事政策局で行っております「県民意識調査」ということで、かなり幅広く設問させていただくアンケートの中の1つの答えを指標として使わせていただいております。この調査につきましては例年10月に、昨年ですと10月の2日から10月の19日まで、無作為抽出しました一般県民2,000人に対して行います郵送アンケート調査でございます。今回の有効回答率が55%くらいですので、約1,100名の方から回答をいただいております。

ただ設問が単純な回答ということで、特にその理由を聞くような設問になっておりません。私どもとしては、知事政策局からアンケート結果を受けて、どういったことが想定さ

れ、こういう数字になったかを、いろいろな数字とか他の状況を踏まえた形で、先ほど説明させていただいたような理由を分析するという状況です。

私どもも、なぜこうなった、これを選んだのか、とある程度分かると非常に的確な形で関連取れると考えておりますが、設問のあり方が県全体の様式で決まっていますから、私どもで細かい設定ができないという状況になっています。

【村山会長】

高内委員、追加で何か御質問…

【高内委員】

県全体のものの中から抽出するというので、単純な回答ということもわかるんですけども、これは一番皆さま方がたぶん重視していらっしゃる数値だと思うんです。そうだとしたら、やはり重視することを、県全体の結果に頼るだけではなく、関係部局の皆さまとしてみう少しきめ細やかなものを、場合によっては単独でこのためだけにやってもいいと思うんです。

全体のアンケートですと、どうしても細かな枝の質問などしにくくなるのではないのでしょうか。やはり、ここの部分を上げていきたい、それによって新潟県というものは食の安全・安心に対して取り組みが非常に進んでいるのだ、意識が高いのだということを目指していく、実現していきたいということであるならば、やはりそのくらいの取り組みがあってもいいのではないかなと思います。

それから先ほどツイッターですとか、いろいろ新しいメディアを使った発信についても言及がありましたが、これも前に申し上げたことなんですけど、やはりスーパーの店頭などでのきめ細やかなPRといったものももっとあってもいいのではないかなというふうに感じております。これは販売業者さんとの連携をどう深めるかということにもなるかと思うんです。ツイッターなどは、若者は自分の関心のあるキーワードでもって検索などはしますが、関心がない人たちはほとんど大きな事件、事故があったとき以外はそういった問題について検索をすることはしないのではないかなと思います。ですが、スーパーでの買い物などはほとんど毎日必要があれば皆さんがやっています。もっと身近な場所でのPRというものがあってもいいかなと思いますし、私自身が消費者として買い物をしているときに、もう少しこんなところにこんなPR、ちょっとしたポップでもいいんです、何かあったならば、皆さんもう少し違った見方をするんじゃないかなという気がします。食材を選ぶときにもここで論議されているようなことにも関心持ってくれるんじゃないかな、細かな取組があってもいいのではないかな、というふうに感じております。以上です。

【村山会長】

ありがとうございました。

貴重な御提言でやはり実態把握、重要だろうということで、独自調査も検討されてはいいかがかということです。はい。

【福祉保健部 藤田生活衛生課長】

追加で答えさせていただきますけれども、これは先ほど御説明しましたように、知事政策局で実施している調査でございますが、私どもでは別に県民アンケート調査を実施しております。26年度は実施しておりませんが、今年度、調査を実施しております。回答をまとめている段階でございます。こちらの調査では、もし不安を感じているという回答であれば、具体的にどういったことに不安を感じているかというような設問もしております。具体的な調査ができるような形です。その調査結果を分析して、一般の消費者の方が、具体的に不安に思っているところをまた分析をして、それに対応する政策を打っていきたいと考えております。

また、お店屋さんのポップについてですけれども、県内の主なスーパー200店舗くらいに、割と大きなポスターの様なものの掲示をお願いしております。そこにA4サイズで2枚ほど貼るスペースがありまして、時期に応じて、トピックスとして一般の方の関心が高そうな事例について、定期的にお店屋さんへ送って、ポスターに貼っていただくというような対応もさせていただいているところです。

【村山会長】

はい、市川委員お願いします。

【市川委員】

今と関連してですが、ポスターは特に一生懸命やっただいていますのは、地元スーパーでトップのアクシアルさんと、ウオロクさん。自分の受け持ちのところで衛生指導に参りますと、そういったものまで全部チェックいたしますと、非常によくわかるのですが、一般消費者の皆さんがそこまで見ていらっしゃるかというのはなかなかわからないのですが、お店の方は非常に一生懸命やっただいていていると思います。特にその2店舗につきましては、非常に優秀にいろんなことに取り組んでいただいておりますし、私も買い物に毎日のように行きますが、そのお店の冷蔵庫と色々な展示物のチェックは必ずしておりますので、普通の主婦の皆さんより私の方がいろんなお店の情報は詳しいんじゃないかと思うくらい、チェックさせていただいております。

県の政策としていろいろ取り組んでおられる、今急にこのように言われても事前に資料を読んで来いよと言われていたわけですが、なかなか目を通せる状況じゃなかろうかと思えます。あまりにも混交すぎていろんな取組をなされているということで、これの別添Ⅳの資料に御質問があったように、アンケートの対象者数が非常に少ないわけですよ。このデータをもとに今工夫されているんじゃないかと思いますが、結局県もお金がございませんので、重点的にどこかの課で特別にその年度だけお金を掛けてやる以外

方法がないのかと思われる見解が強いんじゃないかと思われます。

私ども食品衛生指導員の負担も非常に大きくなっています。消費者の方が手の届かないところに、我々がボランティアでお手伝いするというようなケースが非常に多くあります。アンケート調査でございますが、営業者に関して言いますと、食の安心・安全に関する新潟県の取組を御存知の営業者の方、全国で130万人くらいの会員がいらっしゃいますが、そのうちの7割の方が新潟県の取組を理解されております。というぐらいに、この新潟県の取組は非常に評価されている、それを我々が自主的にやることが今全国的に認められてそういうふうに進透しつつあるということでございます。以上です。

【村山会長】

はい、ありがとうございます。先ほどの話の中で2つ論点があって、1つは実態把握をどうするかという点について、もう1回見直していただきたいのかということ。それで分析を今進めている別な調査ですね。属性的にどういう人がどういう回答をしているのか、そういったあたりも分析に加えていただくとありがたいんだというように、次の対策につながるのかなというふうに思いました。

それから、2点目のスーパー等でより生活に密着した場での情報提供がもう少し活発に行われてもいいんじゃないかという御意見だったと思います。それに関してポスター、毎回同じことが話し合われているんですが、おそらく、私もスーパーで見かけるんですけども、なかなかじっと見ている時間がない方が多いので、パッと見てパッと伝わるような、字をじっくり読まなくてもわかるような、そういった工夫も必要なのかなと個人的には感じるんですが、皆様からもこの点についてもう少し深めたいと思いますがいかがでしょうか。伝わりやすい情報についてどのように、アドバイス等があればお願いしたいと思いません。

はい、城委員お願いします。

【城委員】

私は近所のスーパーに貼ってあるのをよく見るんですけども、ただまず貼ってある場所が、人があんまり通らないような所にあたりとか、目につかないところにあって、意外とここにせっかく貼ってあるのもったいないなっていう気がするので、できればお店側の可能な範囲になるかと思うんですけど、貼る場所等の注文とかお願いをされてはいかがかなというふうには思います。あとやはり、先ほど御指摘ありましたように、近くに寄って読まないといけないっていう点がやっぱり問題ではないかと、遠くから見てパッと、ああこういうことが書いてあるかなというような、見出しだけでも構わないけどちょっと遠目から反応で近寄っていただけるようなそういった形ですね、レイアウトにされるといいんじゃないかと、いうふうには思います。

【村山会長】

他にいかがでしょうか。渡邊委員お願いします。

【渡邊委員】

はい。ちょっと今の直接的なものではないですけど、別添資料Ⅰの13ページの指標の一覧で、2点が高内委員の御質問等と関連してなんですけど、28年度の目標値がそれぞれの13施策の中で出てくるんですけども、それは24年の時点で、なんらかの根拠で、目標値が示されているわけですよね、当然。それが1点。それもやっぱり当時の数値とそのアンケート調査、県民調査のようなものを根拠として示された数値、なぜそれをちょっとというのは、目標達成ができそうな項目と、例えば別添資料Ⅰの14ページの⑩の19になるんでしょうか。26年度が31%で、目標値が50%なんていうかけ離れた数字で、とても目標値を達成できそうもないと考えられる数値がありますので、その点を教えてほしいということ。

また、27年4月から先ほど概要の説明がありましたけれど、食品表示法が変わりました。これはかなり、消費者サイドにとっては大きなことです。そういうことが基本計画の中では文言を変えるということでもありますけれども、直接的にこういうことに関連していくんじゃないかと思うんですけど、それはいかがなんでしょうかという点について広く質問させていただきたいなと思います。

【村山会長】

ちょっと1つずついきたいんですが。関連してですか。

【市川委員】

関連してです。

【村山会長】

はいお願いします。

【市川委員】

食品表示法についての原本、これくらいの厚さのが何冊もあるんですよ。それをいちいち我々が見て判断してくるのは非常に難しい作業で、おそらく県の御担当者のうち100%理解なんて多分できないと思います。それをまとめて、我々の身近なものだけを取り上げて何とかわかりやすいものに作り直すというようなことを努力している最中で、各関連方面でそういうことをやってる最中ではなかろうかと思います。

現実私どもの上部団体でも、わかりやすいものを制作してる最中でございます。いちいち問い合わせる自分の事業の一環で、そのものだけを問い合わせる、県の御当局から御指示をいただいて、今検討しているのが現状ではなかろうかと思います。

【村山会長】

また事務局の方からもお答えをお願いします。

【福祉保健部 藤田生活衛生課長】

食品表示法が施行になりまして、JAS法ですとか食品衛生法とか多岐に渡っております関係で、県内、県庁内でもいくつかの担当課がございます。

昨年この法律の施行を受けて、県内の3会場で事業者の方にお集まりいただき、説明会等もさせていただいております。3会場で合わせて860人くらい参加をいただきまして、かなり多岐に細かくなっている部分をわかりやすく業者の方に理解いただくよう、進めたところですよ。

また今年度以降も、こういった形がいいのかまだはっきりしていない部分はありますけれども、業者の方によく理解をしていただいて、適切な表示がしていただけるよう、取り組んでいきたいというふうに考えております。

あともう1点。目標値の部分でございますけれども、この基本計画を立てるときに、18年度に最初に計画を作り、24年度の前回の改定の時には、今までの達成状況を踏まえ、これまでの目標が、適当かどうかについて、こちらの審議会にも御意見をお伺いして、御了解いただいたうえで目標を設定させていただいたものでございます。その目標値の中では先ほどのアンケート結果ですとか、私どもがいろいろ取り組む多岐に渡る数字が出てきている状況になっています。

今言われた19番ですと、私どもでいろいろ講習会をさせていただいたのですが、その際に皆さんからアンケートをいただいて「非常に有意義であった」とか、「有意義であった」という5つくらいの設定に分けて回答をいただいております。「非常に有意義」よりも、「有意義」に『○』がつくというようなケースが多々あるのでなかなか伸び悩むことはあります。ですが、アンケートをもっと具体的に書いていただく方法もありますので、そういった項目を職員によく勉強してもらい、こういったところで分かりにくかったのかも踏まえて、次の講習会に参考にさせていただきながら、いろいろとまた進めさせていただいている状況になっております。

【渡邊委員】

はい、御説明ありがとうございました。食品表示法が変わって、業者の方では、県の方でずいぶん取り組んでいらっしゃるということはわかりましたけれども、消費者向けには何が変わったのかということを発信していくような、そこら辺はいかがなんでしょうか。

【県民生活・環境部 鈴木消費者行政課長】

消費者行政課の鈴木です。私どもは、今の渡邊委員の御質問ですとか、一般消費者向け

の情報伝達みたいな形を合わせて説明させていただきたいと思います。

具体的に言えば食中毒のお話であれば、県の消費者団体がNHKの番組で月1回情報発信しているんですけども、その中で6月、11月くらいの、これから増えるというような時期に、NHKの番組の中で、毎年タイミングを見て一般の県民の方というか消費者の人にも情報発信をしておりますし、昨年から生活衛生課で作成したチラシやなんかも、消費生活相談窓口なんかに置かしてもらって、少しでもいろんなルートというかチャンネルで消費者向けに情報が伝わるようにということで、足りないとおっしゃられると思いますが、少しずつ取り組んでいるという状況です。

それと消費者向けに食品表示法といいますか、施行後でどんなふうに発信していくということですけど、先ほどの説明会だと、一般消費者の方にも公開しておりますし、あと今日ちょうど委員さんもおられますけれども、生協連さんと一緒になって毎年3回くらい、食の安全・安心を考える学習会というのも実施しておるんですけども、その中では大体添加物ですとか、食品表示の関係が非常にニーズが高くて、今年はちょっと違ったんですけども、昨年は表示について学習会で取り上げて、消費者の人に少しでも伝わるようにということで取り組んでおります。

【村山会長】

はい、ありがとうございます。それではまた議論を全体に戻しますので、各面からどうぞ。

【得丸委員】

はい、得丸です。

この非常に広い範囲で取り組んでくださって、先ほど市川委員さんが言いましたように、非常に広い範囲で啓蒙して敬意を表しております。その上で、お伺いというか、あるんですが、県民対象にっていうのは、納税者を主に県民と見ているのかということ。未成年、教育対象、私、教育大にいますのでそういう子どもとか、大学生対象の目でなんですけど、そういう人たちをあんまり対象にしてないのかなと思った次第です。なぜかという、先ほど去年、子どもを対象にイベントをやったっていうことは聞いておりますけど、私自身なかなかメールマガジンがいつも送られて拝見して勉強したり、なんていうのかわかりませんが、例えば14ページ21番の食育ボランティア登録数が減っていますけれども、これは大人を対象にしたボランティアをいうのか、大学生とか高校生とかはやってないのか。

それと、次の28年度でこの審議会改選になると言いましたけど、次の段階で私見ましたら教育関係者がいないんですね。私が教育大で、いま教育関係者代表してっていうのは、非常におこがましいんですけど、それでこの中の、私ども学識経験者一人減らしてもいいんです、教育関係者を入れていただければなと思います。なぜかという全国で、例えばスーパー食育サイエンス指定校というものがある、私今申し上げた、これ電話したわけじゃないんです、調べようと思ったんですけど時間が間に合わなくて、調べようと思った

んですが、文科省か厚生労働省から指定してますので、全国的には小中高、小学校は親を連れてったんでしょうけど、高校生なんて社会と接点を持っていますので、食育とか食ボランティアという面では、大人と共に次の世代の方たちにも配慮していただければと思います。それで審議会委員の1つのコマで、教育関係者で発言していただけるように、席をいただけたらなと思っております。

【村山会長】

はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。はい、柳田委員お願いします。

【柳田委員】

先ほど鈴木課長の方から言われましたように、県生協連で学習会をずっと継続して取り組ませていただいています。県行政とともに、参加者はやはりどうしても家庭の主婦の方と、子どもたちと一緒にってことはなかなか難しい時期がありますので、今回工場見学、昨年度農場とか、農場見学もコースに入れていただいて、すごく私自身の、今なかなか業者さんは工場見学できないって言いますか、いろいろ異物混入の原因とかができるということで、見学コースができてるところは興味関心が高く多くの参加が、それでもバス一台くらいにまとめますので、またそこに来た方が他の団体さんとかメンバーの中に伝えていって次の機会に繋がればいいかなと思いつつ、私も参加はさせてもらってます。

あと食育の件なんですけど、今私ちょっと地域で食推とか係わってまして、学校からも伝統食を教えてほしいとか、児童クラブ、児童館にもちょっと子どもたちだけで、親御さんのお手伝いは子どもだけが来るんですけど、ちょっと地域の方では、子どもたちはこういうものを、火の始末もそうですし、手洗いとか、食べる時の「いただきます」の言葉とかも、そういう食育ボランティアには登録はしておりませんが、官庁たちと協力して進めています。その中で、こういう審議会に出たこと、また県生協連で学んだことを少しずつ伝えながらいくというのが、これから地域でこう根ざしていくというか、自分自身でも少しずつ広めていきたいなと。そのためにもまたいろんな関係団体の方からも情報をいただきながら、子どもたちがわかるような、先ほど市川委員が衛生法の手洗いうがいとか、あちらこちらで結構新潟県の取組が盛んに全国で知られているという、そのような子どもたちが手軽に見える冊子とかがありましたら御紹介いただいて、その辺を各子どもたちが多く集まる場所でも配布する形ができれば、食中毒のいろんな原因、発生も少なくなるのかな、と思ったり、今までの皆さんからの御意見を聞きながら思いました。

今放射能の結果が新聞でも毎日検査結果が出ております。インフォメーションもスーパーでも見かけるんですけどやはり実際じっくり見るってことはなかなかできない。買い物に来られる方々も忙しい時間の中で買い物されてますので、その中の一部、入口とかにこの時期手洗い・うがい奨励、みんな帰ったらしましよとかっていう、その部分だけをポン

っと入口とかに貼ってもらおうと、またみんなが関心を持って見てもらえるのかなあと。そして奥の方にインフォメーション貼ってありますよみたいなことも、やはりたくさんの方が目につきやすいところに貼っていただければ、本当にパッと見て、その奥に時間があると見るとか、されるんじゃないかなと。

インターネットで配信されても、忙しいときはなかなか後回しになったりしますので、また多くの方がインターネットっていう形はパソコンなかなか開けられないと思いますので、ほんとにスマホですかね、そういう若い方たちにもどんどんスポット的にこう伝わるようなことができると、多くの方がまた関心を持っていただけるのではないかなと思います。

【村山会長】

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。あと10分くらいこのテーマで審議させていただきたいと思いますので、他に、はい、お願いします。

【浦上委員】

先ほどからかなり話題になってるこのアンケートなんですけれど、この政策の検証としてやられてるんだと思うんですけど、非常に難しいんだなどは、いろいろ考えられるんですが、例えばこのアンケートの中によくあるのが「よくわからない」という部分に『○』を付けたのがあると思いますけど、かなりの方がそこに『○』付けちゃうんじゃないかと思うんです。ですので難しいとは思いますが、他の検証手段を考えられたらいかがかなと。これだけ色々なことをやられていて、その県民に対する検証というのはこのアンケートの数字だけかというと、大事件があるたびに動くだけじゃないかという気がします。何か他にアイデアないんでしょうか。

【村山会長】

いかがでしょうか。もしあれば。

【福祉保健部 藤田生活衛生課長】

なかなか私どもの役所的な部分で言うと、今までのこういった目標値は自分たちがこれだけやりましたよ、役所としてこれだけやりましたという結果を目標値にすることがありました。そうではなくて効果はどうだったのかをまずやった方がいいという、だんだんそういうふうな流れになっています。やったことよりもやったことの効果はどうなのかを問われるというのが、今行政に求められていることかなあというところなんです。いろいろと議論いただいた中で、施策に取り組んでいる状況ですが、その施策の効果が分かる指標が本当は一番いいですけども、そういう指標を考えるのが非常に悩ましいというのが実態で、アンケートで県民の方が思っている部分がそれに近いのかなと考えておるんですけども、委員の皆さまの方からそういった効果がわかる指標として、こんなこともあるんじゃない

かなってというのがあれば、私どもへ教えていただけるとありがたいです。

【村山会長】

はい、お願いします。

【浦上委員】

例えば、この場合ですと施策を打って業者さんなり農家なり、そういうところが変化して、最終的に消費者に行くっていう、何段階も通ってる感じがするんです。例えばこういうところでやってらっしゃると思うんですけど、かなり講習会なんかもやられてて、その講習会に対する参加者の満足度ですとか、そういうものをチェックされるっていうのは私は非常にいいかなあとと思います。まあそんなところもちょっと御検討いただけたらなと思います。

あともう1つ、私ちょっとHACCPなんかをやっているもんですから、別添資料Ⅰの12ページにあるHACCPの指導力の評価というところで、県と市が共同で行う講習会を実施していないという理由はなんなんでしょうか。先ほど課長さんからそれを評価していくというお話でした。

【村山会長】

はい、お願いします。

【事務局（生活衛生課 湯本課長補佐）】

県と新潟市が合同で食品衛生監視員を対象に、HACCPシステムにかかる講習会を実施するというので、残念ながら26年実施なしということなんですが、実は国の方で2020年のオリンピックをめどに、HACCPの義務化、また検討っていうものをしておりまして、その様子を見つつ、対応しているところですから、未だ新潟市と連携して踏み出せないような状況でございます。国からの情報を踏まえつつ、新潟市と連携して、そして私ども100人近くいる食品衛生監視員の資質向上に努めていきたいというふうに、今準備をしている最中でございます。まだ取り掛かっていないというような状況でございます。

【村山会長】

他にはいかがでしょうか。はい、高橋委員お願いします。

【高橋委員】

せっかくですのでお話をさせていただきたいと思います。先ほど得丸委員さんからも、県民に働きかける対象として、どういうところを重点にというお話もあったかと思います。

それに関連をいたしまして、JAグループでも実は同じような悩みを持っているところがありまして、JAグループではいわゆる一般的には食育という取組に、農という言葉を

付けて食農教育と呼んで様々な取組を実は展開している中で、やっぱり小さいお子さん、あるいは小学生それからその小学生と一緒にあった保護者の方々を対象とした、例えば農作業体験であったり、学習会であったりっていうのは、非常にある面やりやすい形態であって、過去から非常に盛んな取組をそれぞれの地域のJAでやってきております。

それはもちろん大事なことで今後も継続強化をしていくわけなんですけど、小学生対象は一生懸命やるんだけど、その先中学生、高校生、あるいは大学生、専門学校生、さらには学校を卒業されて社会人になられた20代の若い方々へのアプローチというのが、やっぱり小学生に比べて弱いという部分がずっとありまして、そこへのアプローチの仕方をどうするのかということを実はずっと考えてきたのもありまして、なかなかまだ広がりは見えていない部分があるんですけど、我々中央会でも色々なことを始めてはいます。

例えば、村山会長のところの県立大学からも御協力をいただいたり、あるいは医療福祉大学なり新潟大学からも御協力いただきながら、大学生から集まっていたいて、年間を通じた農作業体験なり、勉強の場を持つようなことも少しずつ始めてはいるんですけど、そういう年代層なり20代、30代、これから家庭を持ち、食を担っていく、そういう層へのアプローチの仕方というものを我々のいわゆる食農教育の展開のところにおいても、もちろん考えていくわけですが、この県民に食の安全・安心についての関心を持っていただく、そのためにもそのアプローチの仕方をやっぱり考えていく必要があるんじゃないかなと、一緒に考えていきたいな、というふうに思います。

なんかちょっと感想のような話で恐縮なんですけど、そのようなことも私から思いますのでよろしくをお願いします。

【村山会長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

はい、お願いします。

【高内委員】

先ほどスーパーの活用をというようなことを、情報提供の場所の例として申し上げたんですけど、皆さんやっぱり掲示板は忙しいから見ないんです。何を見るかっていうと今日は野菜でキュウリが足りない、何が足りないということで、陳列の場所を必ず見ます。鮮魚コーナーですとか、要するに野菜、果物、買いたいものがあるところは必ず見るんです。だからそこに、今の時期だったらうがい手洗いしましょうだけじゃなくて、手洗いだったら30秒やってくださいねとか、役に立つ具体的なものが、例えばポップ形式、さっき申し上げたように誰かシンプルでいいとおっしゃったんだけど、そういったようなものがポンと貼り出されていたなら、買う必要があるものの脇に、それが目立つ場所にあったなら、見たくなくても目に入ってくるんですね。やっぱり卑近なレベルでっていうのはそういう

ような取組が必要じゃないかと思うんです。掲示板じゃだめです。自然と目に入る場所なら意味があるし、関心のある方は見てくださる。ここで大事なのは、関心のある方はもういいです、ある意味。関心が薄い方、普段あんまりそういうものに関心を持っていない方を、どういう風に、ああそういうものに関心を持つって自分の健康を守る上でも大事なんだな、とか、こっちの方の世界に引き込んでいくかっていうことを、もっと考えなきゃいけないんじゃないかなと、この件については思うんです。

その時さっき申し上げたような具体的な取り組みやすい方法ってのがあると思うんです。例えばレシピ集が置いてあると、結構皆さん食材買いながらそれを持って帰るんです。つまり、カードのような小さなものであれば、もしかしたら御自由にお持ち帰りくださいにして、そういった食べ物の脇に置いてあったら皆さん取ってくださるかもしれないです、その時読めなくても。これだったら役に立つかも、これだったらすぐに効果が出るかもっていうものが、考えればきっとあると思うんですね。その時こうやってみなさん各団体の方は本当にすごく努力をしていらっしゃる、で、そういうところの皆さんの知恵を借りつつ、各方面と、もう少し密に、こまかな連絡を取りつつ、わかりやすいもの、具体的なもの、できるものからやっていただくと、全体の数字も私はつみあがっていくように思っております。

【村山会長】

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

【小田委員】

私は、漁協に、現役でまだ沖に出ているもので、この会議度々欠席して本当に申し訳ありません。

私は一言だけ、いま新潟県の魚は、私は現に獲っておりますけど、非常に私は自慢のできる、鮮度のいいのを提供しております。佐渡産であろうが何であろうがあります。ただ国内産も、北海道産のものも来てますけど、これからT P Pの問題にして、完全撤廃というふうにはなるんだということで、もう移ってきてるわけです。多分これから新潟県はもちろん安心な魚を提供しておりますけど、ただ外国から来る魚はどのように来て、私どものピア万代の方も見えてますけども、やっぱり新潟産がかなり減ってる。やっぱり生の魚はもうだいぶ、エビなんか非常に黒くなって、たぶんそれは廃棄になるんだろうと思いますけど、これから県としてどういうふうに、外国から来る魚をチェックしていくのか。私は県産と同じように混ざって売ってると思うので、だから安いときは、消費者は少々鮮度が悪くても安いときに手を出すと思うんです。そうするとやっぱりこれから高齢化の時代、まだ若い人も来るけれども、そういう抵抗のない年寄りなどが少し鮮度の悪いものを食べてもし体に異常を起こしたら、まこと異常もそうですけど、外国産の輸入品をこれからのように扱っていくのか、どのように検査していくのかということ。今はしていない

だろうけど、これから私たちもしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【村山会長】

はい、ありがとうございました。せっかくの機会ですので、今日御出席いただきました皆様に御発言いただきたいと思っていますので、少し予定の時間を過ぎますが、お願いしたいと思います。高口委員いかがでしょうか。

【高口委員】

はい。会議の前に折原さんの方にも話していたのですが、先ほど出たHACCPの部分で、いま新潟県の流通の方にもよく地域のHACCPで認証を取られているメーカーさんの商品が並んでおりまして、一番目に付きましたのが茨城県さんの茨城HACCPというのを取られて、茨城ってのは納豆でございますので、それはトップシールの方に、茨城HACCPと入りますね。いわゆる処理差別化、購買意欲を起こすような形で出ておりまして、新潟県はどうなんですかとお聞きしてたんですが、これからだということがございますので、そういった形で他の地域の方がどんどん先行していかれたら果たしてどうなのかなと思いますので、その辺また新しく県の取り組みの方わかりましたらお願いしたいと思います。以上です。

【村山会長】

はい、ありがとうございました。それでは丸山委員からお願いします。

【丸山委員】

私もこの委員にさせていただいて、この前から自分でも安全・安心っていうのはいろんな助成とかで興味は持っていましたけれども、実際にこの委員にさせていただいて今資料見た中の、全然見てないような気がします。なのでこれからはまた一生懸命こういうのがあったということで見たりしてこうと思いますけど、先ほど言われましたように全然気にしていない人の方が多いんじゃないかなと思います。それでもうちちょっと見やすいような形にさせていただければ私も見れるんじゃないかなと思います。

【村山会長】

ぜひ丸山委員には農村地域生活アドバイザー連絡会の立場ということですので、そこからの発信もこういったところから出されているものであれば、伝達していただければありがたいなど。

【丸山委員】

そうですね、私も所管が上越の方ですけど、他の役員も1つ2つやっていますけれども、そういう人たちのところでもまた、こういうのがあるっていうのは情報とか、もし講師と

かそういう人たちがその来ていただけるとかそういう情報の場ができればいいなと思っています。

【村山会長】

それでは公募委員で、上原委員お願いします。

【上原委員】

先ほど小田委員がおっしゃったこと全く同感でして、私、食品表示ウォッチャーをさせていただいていますけど、もともと食品、食材はすごく関心がありますから、スーパーマーケットや何かで結構長時間じっくり見たりもします。

私の住んでおりますところの大きな店ですけれども、例えば豚肉、鶏肉にしましても新潟県産あるいは新潟県のもち豚とか、その横にアメリカ、カナダ産が全くパックも大きさも同じ、結構大きい量で売る店なので、同じ大きさをサッと見ると全然分からないくらいで、たまに位置も変わったりして、必ずしも外国産がいけないと言っているわけではなんですけれども、非常に解りづらい売り場だったりします。鶏肉も国内産かブラジル産、ブラジルが悪いと言っているわけではないんですけれども、分かりやすい分かりにくいこと以前に、やはり外国産のものがこれからは非常に多くなってくることが見込まれます。

その点、新潟県の食品、一生懸命取り組んでいるかどうかという数字、アンケートももちろん大事なんですけど、もっと大前提、これからどんどん食品にまつわる大変な問題が多くなっていく中で、少しでも消費者に食の安全・安心ついて、特に国産、県産のみならず、国内外の食品の違い、あるいは表示のこともTPPでは非常に問題になっていますから、今いろんな表示があるからそれを見て分かることがあっても、表示がされなくなる可能性のある分野もあると聞いております。

私自身としては心配で仕方がないというのが本音なのですが、さっき小田委員がおっしゃったようなことで、諦めるわけにもいかないもので、できる限りのことを県の方から情報をいただきながら、個人として、また一消費者として、勉強しつつ諦めずに、やっていきたいなあというふうには、ちょっと重苦しい気持ちの中で思っております。

【村山会長】

はい、大変貴重な御意見ありがとうございました。田中委員、いかかでしょうか。

【田中委員】

すいません、一消費者の立場からして、初めて発言させていただきます。大変勉強になりました。

それで、全体の県民の意識を上げるっていうことが論点になったかと思うんですけれども、私も子どもがおります、その子たちが果たしてこれくらい意識が高いかって言ったら全くそんなことはなく、彼らはまず、スーパーに行かずコンビニに行きます。ですので、

意識を上げるとしたらコンビニ業界も取り込んでいく、そういうことも必要ではないかと思ひます。ファーストフード、コンビニ、スマホ、これらがキーワードになっていくんじゃないかと思ひます。

また、委員の構成なんですけれども、御歴々の大変学識の高い委員さん、もちろん必要かと思ひます。そのほかにも、若い世代の代表、そういうふうな方たちの率直な意見とかも取り入れていったらいいんじゃないかと思ひますので、御検討よろしくお願ひします。

【村山会長】

はい、ありがとうございます。それではですね、本議題の披露は以上とさせていただきます。はい、何でしょうか。

【事務局（生活衛生課 湯本課長補佐）】

高口委員、浦上委員からHACCPについて御意見、御質問があったことについて、補足説明させていただきます。

HACCPは世界的に一番優れた衛生管理手法でございます。これについて県では、食品事業者に取り組んでいただくよう、これから啓発を進めていきたいと思ひますが、ただ、非常に敷居が高くて、一步を踏み出すのに皆さん躊躇しているような実情でございます。しかし、踏み出してしまえば簡単に軽く行けるかなというふうに私ども期待しているのですが、そういったことを踏まえて、市と県で連携しながらHACCPの推進について検討していきますし、昨年度は浦上委員から御質問があった研修は開催していませんでしたが、来月2月に厚労省のHACCPの担当者呼んで、市と県の食品衛生監視員の研修会を開催する予定であります。補足説明でした。

【村山会長】

はい、ありがとうございます。大変活発にいろいろな意見を出していただきましてありがとうございます。この場では通常集約ということはしませんが、今日出た意見の中で、とても重要な意見が多く出され、どう広げるか、県民の認知あるいは十分に取組が行われていると感じる人、あるいは県外の人割合をどう上げるかということも指標としてはあつて重要なのですが、それ以前にどういう情報を流すべきなのか、出していくべきなのか、消費者がほしい情報や、県として提供すべき情報は何なのか、そのあたりもう1回確認した方がいいのかなと感じました。その上でどのように提供していくと伝わるのかという方法論の話になっていくと思ひます。

特に、先ほど海外から食品が増えてくるという状況の中で、県民の関心がさらに高まる時期ということもあつたと思ひます。こういった時期だからこそ、この計画の意義がすごくあつたと思ひますので、しっかりやっただけければと思ひます。

あとは、委員の構成につきましても御提言いただきましたので、それを踏まえていただければというふうに思ひます。特に、全体の政策プランの方でも、子育て世代ですか、若

い世代にもっと焦点化した取組が行われるといいという御助言いただいたということですので、そういったことを踏まえて委員の構成を見直していくということも必要かなと感じました。

それ以外にも様々な御意見をいただきましたので、これらにつきましては計画の実施の中に考慮していただければありがたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

報告です。新潟県食品衛生法施行条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（生活衛生課 折原主任）】

それでは、説明させていただきます。新潟県食品衛生法施行条例の一部改正についてです。

別添資料 I の 15 ページを御覧ください。

まず、改正に至る経緯につきましては、厚生労働省は食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針、これを「ガイドライン」と呼びますが、このガイドラインを昨年度に改正しました。ガイドラインは、食品等事業者が実施すべき管理運営の基準について厚生労働省が示した技術的助言であり、このガイドライン改正に合わせて新潟県食品衛生法施行条例の管理運営基準について改正を行ったものです。

改正の内容は 3 点ありまして、1 点目は従来型の衛生管理とは別に、H A C C P を用いる場合の基準を新設し、営業者はいずれかの基準を守るという規定に変更しました。

2 点目は、ノロウイルスによる食中毒対策の強化です。施設においておう吐した場合に、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること、使い捨て手袋を使用する場合には交換を行うことを明記しました。

3 点目は、冷凍食品への農薬混入事案を踏まえ、保健所等が苦情内容を早期に探知し、食品等事業者とともに被害拡大防止対策を速やかに講じる必要があるため、健康被害につながる恐れが否定できないものを受けた場合は、保健所等へ速やかに報告することを明記しました。

にいがた食の安全・安心基本計画では、H A C C P については「施策 4 安全で安心な加工食品の提供の推進」に当たりまして、ノロウイルスによる食中毒対策および健康被害につながる恐れが否定できない苦情の早期探知について「施策 8 危機管理体制の整備」に当たりますが、このたびの条例改正による、基本計画の主旨・文言ともには変わりありません。

以上、新潟県食品衛生法施行条例の一部改正について説明させていただきました。

【村山会長】

はい、ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問や御意見ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか、はい、浦上委員お願いします。

【浦上委員】

またHACCPのことで申し訳ないんですけども、このHACCPを用いた場合の基準の設定をして、それを事業者さんからそちらで審査してくれって言われた場合は、かなり手間暇かかると思うんですよ。だからHACCPの審査と言いますと、ほぼ丸1日かけて行う、場合によっては2日ぐらいかかったりします。

県で、県というか今の体制でなかなかやれないんじゃないかと思うんですけど、その辺どうお考えですか。

【村山会長】

はい、お願いいたします。

【事務局（生活衛生課 湯本課長補佐）】

まず届出をいただいて、それについて各保健所の監視員が対応することになるんですが、今第三者認証でHACCPの認証、ISOとかFSSCとか、それで認証された方については保健所に速やかに届出をお願いしております。その届出を受けて保健所が監視をする際に、それを踏まえて対応するような形になっております。

実際これからどういうふうに導入するかというものについて、保健所職員がそれを1つ1つ見ていくとなると、なかなか手が足らなく、また時間が足らなくなりますので、その辺をどういう仕組みで、食品衛生協会等の団体をお願いをしながら、体制構築していきたいなというのを今検討し始めているところです。

【浦上委員】

ありがとうございました。

【村山会長】

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

ないようでしたら、本日予定していた議題は以上となります。そのほかに皆さまから何か言い忘れたとか、何か全体を通して御意見、その他御意見ありましたらお受けしたいと思えます。いかがでしょうか。

はい、先に高口委員。

【高口委員】

若干今回の会とは関係ないかもしれないんですけども、アンテナショップ等からの情報発信ということで、アンテナショップ表参道新潟ネスパスの名前が出ております。表参道ヒルズが出来てからだいぶ人の流れもできて、購買点数も増えたのかもしれませんが、ロケーションとしてはあまりよろしくない場所じゃないかなと。他県の情報発信基地っていうのは、だいたいもっと人通りが多い銀座だとか、丸の内、東京駅周辺の方に、10分の1くらいのスペースでも物を揃えて、物を売って、そこで情報を発信するというのをやっております。ぜひ、新潟県のネスパスはともかく、他の場所でも限定的な場所でもプラスに入れば、また多くの情報が発信できるのかなと思います。

酒造組合さんは独自に東京でイベントをやっていますから、だからこそ酒の陣に人が集まるということになっていると思いますので、ぜひ考えてもらいたいなと思います。以上です。

【村山会長】

はい、ありがとうございます。それでは渡邊委員。

【渡邊委員】

はい、私今回初めてですので、参考資料として、事務局側から前回の審議会の結果概要というのを送っていただいて、拝見いたしました。そのときに、きちんと「にいがた食の安全・安心」の計画の目的のところに、安全・安心の使い方がだいぶ議論された、審議されたような経過があるんですけど、それは基本計画の文言のところに反映されているという理解でよろしいのでしょうか。実を言いますと、この安全・安心の使い方、私もずっと食・健康の分野で仕事をしてきましたけど、安全安心という四文字熟語で使われるようなことに疑問を感じています。やっぱり提供する側は、内閣府の方は「食品安全委員会」ですよね。安全・安心じゃないですよね。例えば、消費する側からすると、安全な物を提供されて、提供する側を信頼して、安心して、利用するということになるわけで、やっぱりこの文言の整理というのは、私すごく重要なことじゃないかなと思いましたので、昨年度こういう審議があったんだなということを知りましたので、その辺どうなっているんでしょうかっていうことお聞きしたいと思います。

【村山会長】

じゃあ、補足説明でお願いできますでしょうか。

【福祉保健部 藤田生活衛生課長】

基本計画につきましては、来年度までの4年間の計画になっていますので、中身については先ほど文言修正だけお願いいたしますということで、それ以外については変更していません。

ん。次回の計画を改定する際には、昨年度いろいろと安全と安心という部分で、委員の皆さんから結構細かく議論いただきましたので、参考にさせていただいて、整理したいと考えております。

言われたように「安全」と「安心」というので、一緒に使うことが結構あるのですけれども、そこら辺ははっきり分けてやっていきたいと思えます。

私ども行政にしても事業者にしても「安全」は、確かにいろいろと担保するための、いろいろな取組ができる。

私どもの計画の中に消費者の方も入っていただいて、消費者の方が「安心」していただけるにはどうするのかと、いう部分があると思っていますので、一言で言うと、行政、事業者、消費者の方、みんなが入る時には「安全と安心」が出てくるのかなと、考えております。

【村山会長】

私の理解では、計画の視点1が安全な食品の提供、どちらかという。提供側です。視点2がどちらかという。情報の発信で、安心するっていう。という仕分けだと理解しているんですが、よろしいでしょうか。

それでは、他にございますか。

私、先ほど高口委員がおっしゃったことに追加して、先ほど言い忘れたのでコメントさせていただきたいと思えますが、情報提供の方の安心の話なんですけれども、様々なアンテナショップ、あるいはコンビニエンスストア等の効果、若者が行くとかいろいろな意見がありました。そういった中で、おそらく行政的には生活衛生課だけではなかなか対応しきれない、所管じゃない部分とかいろいろあると思えますので、ぜひ県庁内での横の連携を取っていただいて、関係課でもぜひ食の安全・安心についての情報発信に御協力いただきたいというふうにお願いいたします。

それでは、他になれば、これで議長の任を終了させていただきたいと思えます。長時間にわたり議事進行に御協力いただきありがとうございました。

【司会】

村山会長、大変ありがとうございました。

委員の皆さまにおかれましても、長時間にわたり熱心に御審議いただき大変ありがとうございました。県といたしましては、ここに参加している食の安全・安心戦略会議の各課を中心に、全庁をあげて、食の安全・安心の確保に努めていきたいと考えております。何かお気づきの点がございましたら、いつでも事務局まで御意見をいただければ幸いです。

それでは、これをもちまして、「第15回にいがた食の安全・安心審議会」を閉会させていただきます。本日は大変ありがとうございました。